

時計三組合南島労働會、再労働者組合より各一名
ノ委員ニシテ左如キ員ヲ協議決定ハ時計ノ分散
セリ

記

- 一 茶儀期月場所及方格
来ル才七月廿日ヨリ香山有場ニ於テ各苑有ノ馬
真ヲ賜テ併式ニ依ルコト
- 二 仲式施行ニ付テハ二三反辭ノ圍存ヤリテ券相也
ナル時ハ之ヲ除外シテ決行スルコト
- 三 各組合ヨリニ各苑ノ準備委員ヲ選出シ當月散布
スバキトシテノ作製及其他ノ準備ヲ為スコト
- 四 遺族ニ對スル慰及方格ハ茶儀終了後適當ニ講ス

ルコト

- 三 茶儀費用ハ總同盟本部ノ基金中ヨリ四百圓ヲ充
テシ其外ハ身附金ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 六 今後前條スベキ委員會期月ハ南島労働會ヨリ各
組合ニ通知スルコト
- 七 市歌ノ作成ハ大体左記草案ヲ基トシテ決定スル
コト

○ 島戸乃森の夜保深々

悲鳴は地上に満ちぬ

血潮は鉄忌し刺銃の

耳隣の啼を刺しぬ

○ (指し返す)